

向台小学校区タウンミーティング意見一覧

ID	行政区名	意見の概要	意見に対する回答	担当部	担当課
R3-向台小-1	緑ヶ丘	<p>【現行の牛久市市民活動災害補償制度について】 市民活動の健全な発展を図るための現行の災害補償保険とは名ばかりで、今回の某行政区の災害補償の対応は根本的に行政区活動を見直し、補償対象外の人を個別に活動から外さなければならない問題にまで発展せざるを得ないのか。 安心した市民活動が行えるような体制づくりこそが市の役割と考えますが、市は行政区ごとに別途民間の保険に加入しなさいとの指導に矛盾を感じます。</p>	<p>この制度による行政区活動などの市民活動が本制度の補償対象となるための要件として、「無報酬であること」、「継続的・計画的に行われていること」、「公益性があること」などがあります。 また、補償対象者につきましては、牛久市市民活動災害補償制度実施要綱第2条第3号で「無報酬の場合又は交通費程度の実費を受領する場合に限る」と定めたとおり、無報酬の活動が対象となっております。報酬や手当が発生していれば、それは労働の対価として支払われる手当等となり、金額の高低や役職にかかわらず、補償の対象外となります。 補償の対象になる可能性があることを確認できた場合には、団体の代表者から事故報告書をご提出いただき、市から保険会社へ審査申請しています。保険会社による審査を経て、市民活動中の事故であると認められた場合、保険金の請求・支払いという流れとなります。 牛久市市民活動災害補償制度は全ての行政区活動に対して補償されるものではないことをご理解願います。 なお、6月22日の区長会役員会にて、牛久市区長会として行政区の区長を除く有償活動者を対象とした民間保険(名称「行政区有償活動者保険」)に加入いただくことが決定され、8月1日付で加入済みです。</p>	市民部	市民活動課
R3-向台小-2	東区	<p>【新型コロナウイルスワクチン接種費用の公的補助と今後の全市民への接種計画について】 今年度(初回)のワクチン接種は無料だが、来年度(次回)以降の接種費用についてどのように考えられているか。 インフルエンザ予防接種と同様に公的補助をお願いしたい。 また、全市民に対してのワクチン接種計画について教えてください。</p>	<p>新型コロナワクチン予防接種は、予防接種法の改正により臨時予防接種に位置付けられ、3回目の接種費用についても、全額公費負担となります。11月2日現在の接種状況は、12歳以上84.3%、うち65歳以上は96.1%の方が2回接種を完了しています。今後、2回目完了から概ね8か月経過した方を対象に、3回目の追加接種が開始となります。対象となる方へは、順次接種券や案内を郵送いたします。予約方法や接種会場については、決まり次第、市ホームページ等で広報してまいります。</p>	保健福祉部	健康づくり推進課
R3-向台小-3	みどり野	<p>【第4児童公園に「簡易公衆トイレ」の設置要望】 子ども(小中学生)、親子の利用が多いので第4児童公園に「簡易公衆トイレ」の設置検討をお願いします。</p>	<p>市内にある約140の公園のうち、トイレを設置している公園は14箇所、公園全体の10%となっています。ほとんどのトイレが広さ2,500㎡を超える都市公園に設置されています。都市公園は市内に23箇所あり、みどり野第4街区公園も含まれますが、トイレがある都市公園は約半分の12箇所となっております。現在、都市公園の整備は、国の補助を利用した遊具の更新を行っており、当公園も今年度遊具の更新を行う予定ですが、トイレの新規設置につきましては、現在のところ実施する予定はございません。利用者の皆様にはご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。</p>	建設部	都市計画課
R3-向台小-4	みどり野	<p>【小学生下校のアナウンス】 毎週月曜日の定時(14:50)に小学生下校のアナウンスが放送されていますが、下校時間の変更があっても放送は同じ時間、工夫できないのか。 放送の目的(地域で子どもを守る)は、達成できているのか。</p>	<p>小学生が安心して、安全に下校できるよう、市民の皆さまに下校時間をお知らせし、見守っていただけるよう防災無線による放送を行っております。 毎週月曜に低学年の下校時間に間に合うよう14時50分に、小学生の声で放送を行っております。 低学年の下校開始に間に合う時間で市内一斉に放送をしているため、学校ごとの不規則な下校時間の変更に対応するのは難しいのでご理解をお願いいたします。 現在も行政区やPTAなど地域の皆さまに下校を見守っていただいておりますが、小学生が少しでも多くの方に見守っていただけるよう、また、少しでもより安全に下校できるよう放送しているものです。具体的な目標値があるわけではないですが、少しでも子どもたちの安全につながるよう放送を行っておりますので、今後も皆さまの見守りのご協力をお願いいたします。</p>	市民部	防災課
R3-向台小-5	みどり野	<p>【かっぱ号のみどり野区内の運行ルートの新設要請】 高齢者の買い物ルート、通院ルートなどの検討をお願いします。</p>	<p>現在みどり野行政区内においては、かっぱ号みどり野ルートが運行されておりますが、設置されている停留所は「籠田市民の森」1箇所となっております。 ご意見につきましては、同ルートは現在も交通状況により遅延が発生しがちで、令和2年10月の改正で所要時間を延ばす見直しを行ったばかりです。 所要時間が長くなるとダイヤ上減便となることも懸念されるため、経由地を増やすことによる所要時間増加も踏まえて、行政区と協議をさせて頂きたいと考えております。</p>	経営企画部	政策企画課

向台小学校区タウンミーティング意見一覧

ID	行政区名	意見の概要	意見に対する回答	担当部	担当課
R3-向台小-6	みどり野	<p>【班長の市民活動災害補償制度について】 令和3年4月1日、班長がアパート住民に広報紙・配布物の配布作業中、階段を踏み外し捻挫、市民活動課の要請で、事故報告書・区約・班長名簿を提出。 結果、保険会社より「報酬を払っているのに、補償対象外」との回答。この回答にいくつかの疑問があり、全ての行政区に関わることなので、質問させていただきます。</p> <p>①班長手当は、行政区運営費補助金(1300円/戸)の一部(班長700円、区長600円)を支給するのは、「市及び区長会の決め事」と前区長から引き継いだ。これを災害補償制度のうえで報酬とみなすのか。(1戸700円/年 月 60円弱)※班長は役員ではないので「役員報酬」扱いはしていない。</p> <p>②以前、市民活動課から「班長は、傷害保険の対象になるので活動者本人を名簿に載せること」との指示を受けたが、補償対象が変更になったのか。また、「区長以外の役員は補償対象外」と言われたが、以前みどり野行政区では副区長が補償を受けたことがあるが、補償対象が変更されたのか。区長は報酬のほかに行政区運営費補助金の一部(600円/戸当たり)を受け取っている区もあるが、補償対象になるのはなぜか。</p> <p>③班長は、行政区運営の最前線で重要な役割を担っている。災害補償対象外であれば、今後班長に区の活動支援をお願いできなくなる。班長をやってくれる人がいなくなり、区の運営が困難になる。市の考えは。(班長にお願いしていること)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・班内の問題点の調整や問題解決、区への意見具申、班員の管理 ・広報紙や配布物の各戸配布及び回覧物の班内回覧 ・区費集金、募金活動(赤十字、赤い羽根、年末助け合い)、社協会員募集活動 ・各行事(市及び区主催の行事)の協力(かっぱ祭り、敬老会、文化祭、市民運動会、クリーン作戦など) ・ゴミ集積所の管理、廃油回収 <p>④市の活動の一翼を担う班長を、災害から守るための方法(災害補償)を教えてください。</p>	<p>①市から行政区役員等への支出の経緯につきましては、平成16年度までは区長・副区長・班長報酬及び区長・班長旅費を市から行政区へお支払いしていましたが、これを改め、平成17年度から平成25年度までは、牛久市区長会と協議の上、行政区と市とが業務委託契約を締結し、行政区への委託料として、世帯数に応じた均等割額及び一戸当たり、区長600円、班長700円の合計1,300円をお支払いしておりました。均等割額は世帯数499戸まで10万円、999戸まで12万円、1000戸以上が13万円という金額でした。その後、業務委託契約を廃止し、行政区活動をさらに活発化していただき、地域住民相互のふれあいを促進し、地域まちづくりの推進を図るため、平成26年度からそれまでの業務委託料に代えて、世帯数に応じた均等割額及び一世帯当たり1,300円の世帯割額を基に交付する、「行政区運営費補助金」を設置しました。行政区運営費補助金の均等割額は世帯数499戸まで25万円、999戸まで27万円、1000戸以上が28万円と業務委託料から15万円増額したものです。行政区運営費補助金の設置にあたっては、当時の区長会で協議を重ねた結果、地域住民の相互のふれあいを促進し、地域まちづくりの推進を図るための補助金として交付することになったという経緯がございます。区の役員等にお支払いする労働・役務の対価として支払われる手当等は金額の高低にかかわらず、報酬とみなされます。なお、交通費等の実費の支給は報酬とはみなしません。</p> <p>②牛久市市民活動災害補償制度実施要綱は平成19年2月に制定され、2度改正しました。平成20年1月の1度目の改正で「参加者名簿の用意」や「補償対象者の変更」について定め、平成22年3月の2度目の改正では、補償金の請求の条文に、一語を加えました。1度目の改正で「名簿に予め氏名等を記載した者に限る」と定めてから、市民活動を行う前に活動者名簿の作成をお願いしておりました。みどり野行政区では以前副区長が補償を受けたとのことですが、当方の記録にて、平成28年4月17日の副区長の事故について、事故報告書、規約、行事予定表、名簿を市から保険会社へ申請し、5月17日に保険会社による審査の結果、補償の対象となったことを確認しております。</p> <p>補償対象者につきましては、同じく1度目の要綱改正の際に「無報酬の場合又は交通費程度の実費若しくは社会通念上相当な範囲内での謝礼を受領する場合に限る」を「無報酬の場合又は交通費程度の実費を受領する場合に限る」としましたが、それ以降、補償対象者の変更はありません。本制度と同様の制度がある県内5市(常陸太田市、日立市、那珂市、稲敷市、鹿嶋市)の要綱やパンフレットを確認しましたところ、いずれも当市同様の記載でありました。</p> <p>補償は無報酬の活動が対象となっており、報酬や手当が発生していれば、それは労働の対価として支払われる手当等となり、金額の高低や役職にかかわらず、補償の対象外となります。</p> <p>また、事故が発生した時は、団体の代表者から担当課にご連絡いただいておりますが、その際、市民活動課では速報として保険会社に資料をFAX送信し、電話で保険対象となるか確認をしています。その資料として、団体の規約、事業計画書、名簿、事故当日の活動の計画・内容・参加者がわかる資料のご提出をお願いしており、それら書類がないと、補償の対象となるか確認することはできません。</p> <p>保険会社との確認を終えた結果、補償の対象になる可能性があることを確認できた場合、団体の代表者から事故報告書をご提出いただき、市から保険会社へ審査申請しています。保険会社による審査を経て、市民活動中の事故であると認められた場合、保険金の請求・支払いという流れとなります。</p> <p>本制度があるから全て安心とは言えず、全ての場合が補償の対象となるとは限らないことをご理解いただきますようお願い申し上げます。区長につきましては、市から委嘱し、職務をお願いしており、謝金をお支払いしています。職務遂行中の補償をするため、市で区長を対象とした民間の保険に別途加入しております。</p> <p>③及び④ 行政区の運営につきましては、区長のみならず、役員の皆さまの活動は大変重要なものと認識しておりますが、行政区活動においても「継続的・計画的に行われていること」、「公益性があること」、「無報酬であること」、など、市民活動が本制度の補償となるためには要件があります。牛久市市民活動災害補償制度は全ての行政区に対して補償されるものではないことをご理解願います。</p> <p>区長においては、市から委嘱し報酬をお支払いしているため、本制度の対象とはならないことから民間の保険に加入しております。</p> <p>なお、6月22日の区長会役員会にて、牛久市区長会として行政区の区長を除く有償活動者を対象とした民間保険(名称「行政区有償活動者保険」)に加入いただくことが決定され、8月1日付で加入済みです。</p>	市民部	市民活動課